

# 定額給付金のお知らせ

## ～申請書の発送4月15日(水)・受付開始4月20日(月)～

住民への生活支援と地域の経済対策のために定額給付金を給付します。  
市では、現在、給付に向けて準備を進めていますが、ここでは、その概要についてお知らせします。

鳥羽市定額給付金ダイヤル ☎⑤1162 (市民文化会館3階・第1小会議室)  
窓口受付時間 月曜～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分

### 申請から給付までの流れ

**Step 1** 4月15日(水)に市から申請・受給者(世帯主のかた)宛に申請書などを郵送します

- 次の書類が同封されています。
- 定額給付金給付についての案内文
  - 定額給付金申請書(請求書)
  - 返信用封筒

**Step 2** 書類が届いたら申請書を記入し、必要書類を用意してください

- ①定額給付金申請書(請求書)に必要事項を記入・押印
- ②通帳のコピー(表紙裏面の口座名義人・口座番号の記載されている部分)
- ③本人確認ができる書類のコピー  
運転免許証、健康保険証など

**Step 3** 申請書と必要書類を返信用封筒で送付してください

作成、準備していただいた①～③の書類をすべて返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。

**Step 4** 鳥羽市で受付・審査し、口座に振り込みます

- 市は、受け付けした申請書の確認を行った後、「給付決定通知書」を申請・受給者へ送付します。
- 給付対象者の定額給付金が、一括して指定の口座へ振り込まれます。

※給付方法は原則として口座振り込みとします。金融機関の口座をお持ちでない場合や、ご不明な点は、電話でお問い合わせください。

※ご自宅や職場などに、市や総務省の職員などを名乗った電話がかかってきたり、不審な郵便物が届いた場合には、迷わず鳥羽警察署(☎⑤0110)か、全国共通の警察相談電話(☎#9110)に連絡してください。

●申請書の送付前に、市や総務省の職員などが、市民のみならずの世帯構成や銀行口座の番号など個人情報照会することは、絶対にありません。

●市や総務省の職員などが「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。

●市や総務省の職員などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

「定額給付金」に関して、

**定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください!**

#### 給付対象者

基準日(平成21年2月1日)において、次の要件のいずれかに該当するかたです。  
①鳥羽市の住民基本台帳に記録されているかた  
②鳥羽市の外国人登録原票に登録されているかた(不法滞在者および短期滞在者は除く)  
**申請・受給者(実際受け取るかた)**  
給付の対象となるかたが属する世帯の世帯主が受け取ります。  
外国籍のかたについては、給付の対象者本人です。

#### 給付金額

給付の対象となるかた1人につき12,000円です。  
ただし、基準日において、65歳以上(昭和19年2月2日以前生まれ)および18歳以下(平成2年2月2日以降生まれ)のかたは、1人につき20,000円です。  
**給付予定日**  
第1回目の振り込みは5月初旬、第2回目は5月中旬、第3回目は5月下旬、6月以降は月4回程度振り込む予定です。

#### 申請期間

平成21年4月20日(月)から10月20日(火)(当日消印有効)までです。申請の期限を過ぎた場合は、定額給付金を辞退したものとみなされますのでご注意ください。  
振り込み予定日は、給付決定通知書を送付しますのでご確認ください。  
※ゆうちょ銀行(郵便局)を指定されたかたは、事務手続きの関係上、口座振り込みがほかの金融機関より遅くなりますので、ご了承ください。